

各 位

会社名 ア マ ノ 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 春 田 薫
(コード番号 6436 東証・大証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 上 野 敬 三
(TEL . 045-439-1504)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 90 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。

- (1) 「会社法」第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第 9 条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
- (2) 「会社法」第 310 条の規定に従い、議決権の代理行使に関する内容を明確にするため、現行定款第 14 条(議決権の代理行使)の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (4) 「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)により、定款に定めを設けることにより補欠監査役の予選の効力を伸長することができますので、監査役の任期との調整を図るため、現行定款第 25 条(監査役の任期)の変更を行うものであります。
- (5) 「会社法」第 426 条第 1 項の規定に従い、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第 30 条(取締役の責任限定)、変更案第 41 条(監査役の責任限定)を新設するものであります。
- (6) 「会社法」第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、変更案第 42 条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は 185,476 千株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の買受け) 第 6 条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2. 当社は1単元未満の株式(以下「単元未満株式」という。)について株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(株式取扱規則)</p>	<p>(公告方法) 第 4 条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は 185,476 千株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(株券の発行) 第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。 2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 剰余金の配当を受ける権利 (3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (4) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p>

現行定款	変更案
<p>第 8 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第 10 条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第 9 条 当社は株式につき名義書換代理人を置き、<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては行わない。</u></p> <p>2. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に置く。</p> <p>3. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p>	<p>第 11 条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>3. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p>
<p>(基準日)</p>	<p>(基準日)</p>
<p>第 10 条 <u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. 前項のほか、必要のあるときは、<u>取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</u></p>	<p>第 12 条 当社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、<u>必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(総会の招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、<u>毎決算日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法其他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u> ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を、<u>株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、<u>毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、法</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の定員) 第15条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第16条 取締役は株主総会で選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 当社の代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p><u>務省令の定めるところに従い、その経過の要領およびその結果等を記載または記録した議事録を作成し、議長および議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会の設置) 第18条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 <u>取締役は株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集および議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
<p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 取締役会は、取締役および監査役全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところに従い議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規則) 第21条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>

現行定款	変更案
<p>第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任限定)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役の同意および取締役会の決議により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</p>
<p>(監査役の定員)</p>	<p>(監査役および監査役会の設置)</p>
<p>第23条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>第31条 当社は監査役および監査役会を置く。</p>
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(監査役の員数)</p>
<p>第24条 監査役は、株主総会で選任する。</p>	<p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(監査役の選任)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>2. 退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
	<p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
	<p>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(常勤監査役) 第26条 <u>監査役は、互選により常勤監査役を選任する。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第27条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第28条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規則) 第29条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第30条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって<u>これを定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>る。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第35条 <u>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役会は、監査役全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第38条 <u>監査役会の議事については、法務省令に定めるところに従い議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規則) 第39条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任限定) 第41条 当社は、会社法第426条第</p>

現行定款	変更案
	<p><u>1項の規定により、取締役会の決議により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第42条 当社は社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、同法第427条に定めるところに従い、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の設置)</u> <u>第43条 当社は会計監査人を置く。</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の選任)</u> <u>第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の任期)</u> <u>第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第46条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって定める。</u></p>
(営業年度)	(事業年度)

現行定款	変更案
<p>第<u>31</u>条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第<u>32</u>条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>商法293条ノ5に定める金銭の分配</u>(以下中間配当という。)を行うことができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払の<u>利益配当金</u>および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第<u>47</u>条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(期末配当金)</p> <p>第<u>48</u>条 <u>当社は株主総会決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当</u>(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第<u>49</u>条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「<u>中間配当金</u>」という。)をすることができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第<u>50</u>条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. 未払の<u>期末配当金</u>および中間配当金には利息をつけない。</p>